

産業労働常任委員会資料

令和8年7月16日

中小企業金融の円滑化について

産業労働部
地域経済課

目 次

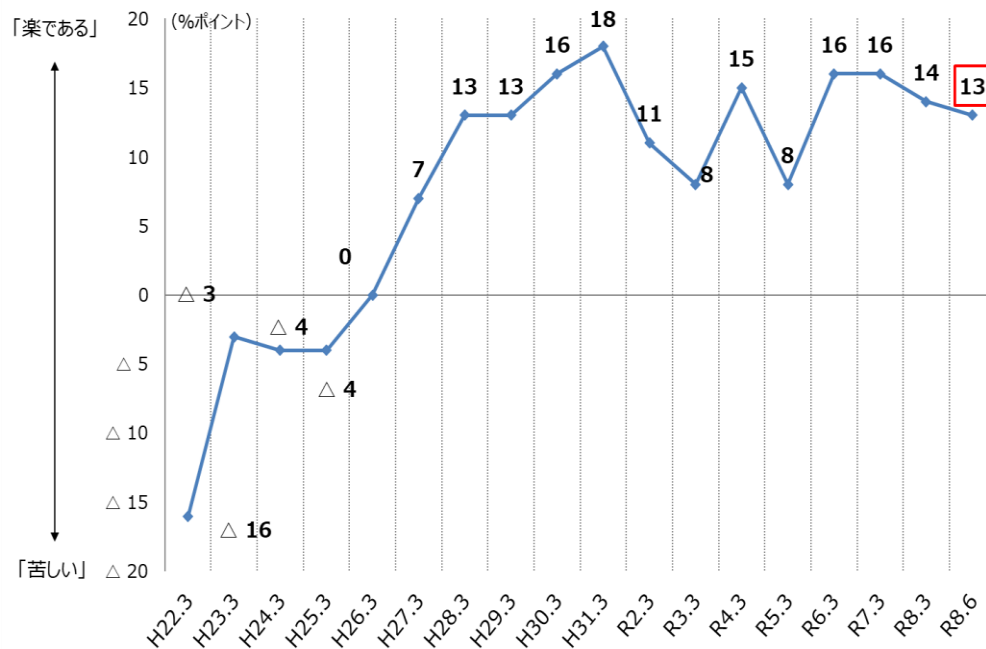
1. 中小企業を取り巻く環境・・・・・・・・・・	03
2. 中小企業融資制度（制度融資）の推進・・・・・・・・	06
3. 信用保証協会と連携した中小企業の資金繰り円滑化・・・・・	14
4. 中小企業の多様な資金調達手段の提供・・・・・・・・	17
5. 中小企業の設備資金の提供・・・・・・・・・・	18
6. 貸金業の健全な運営の確保・・・・・・・・・・	22

1 中小企業を取り巻く環境

(1) 資金繰り動向

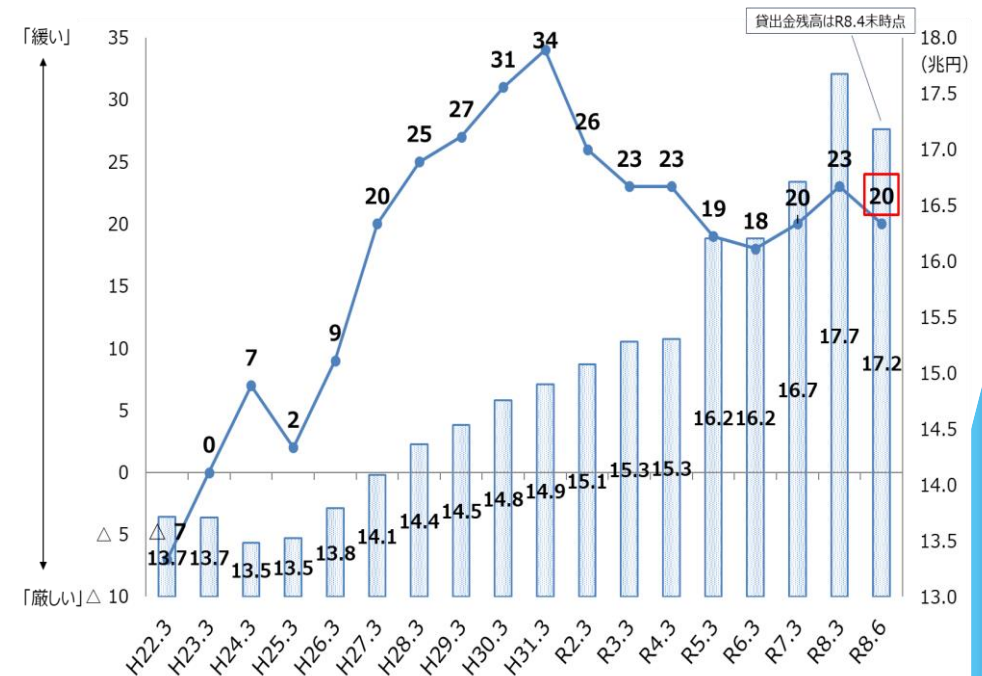
- ・ R8.6月の県内中小企業の「資金繰り判断DI」は、「楽である」が13ポイント上回った。
R6.3月以降、比較的高い水準で推移。
- ・ R8.6月の県内中小企業の「貸出態度判断DI」は、「緩い」が20ポイント上回った。

〔図表1〕中小企業の資金繰り判断DIの推移（日銀短観）



日銀神戸支店公表「日銀短観」より資金繰り判断DI「中小企業（全産業）」
（「楽である」－「苦しい」・%ポイント）

〔図表2〕金融機関の貸出金残高及び貸出態度判断DIの推移
（日銀短観、管内金融経済概況）

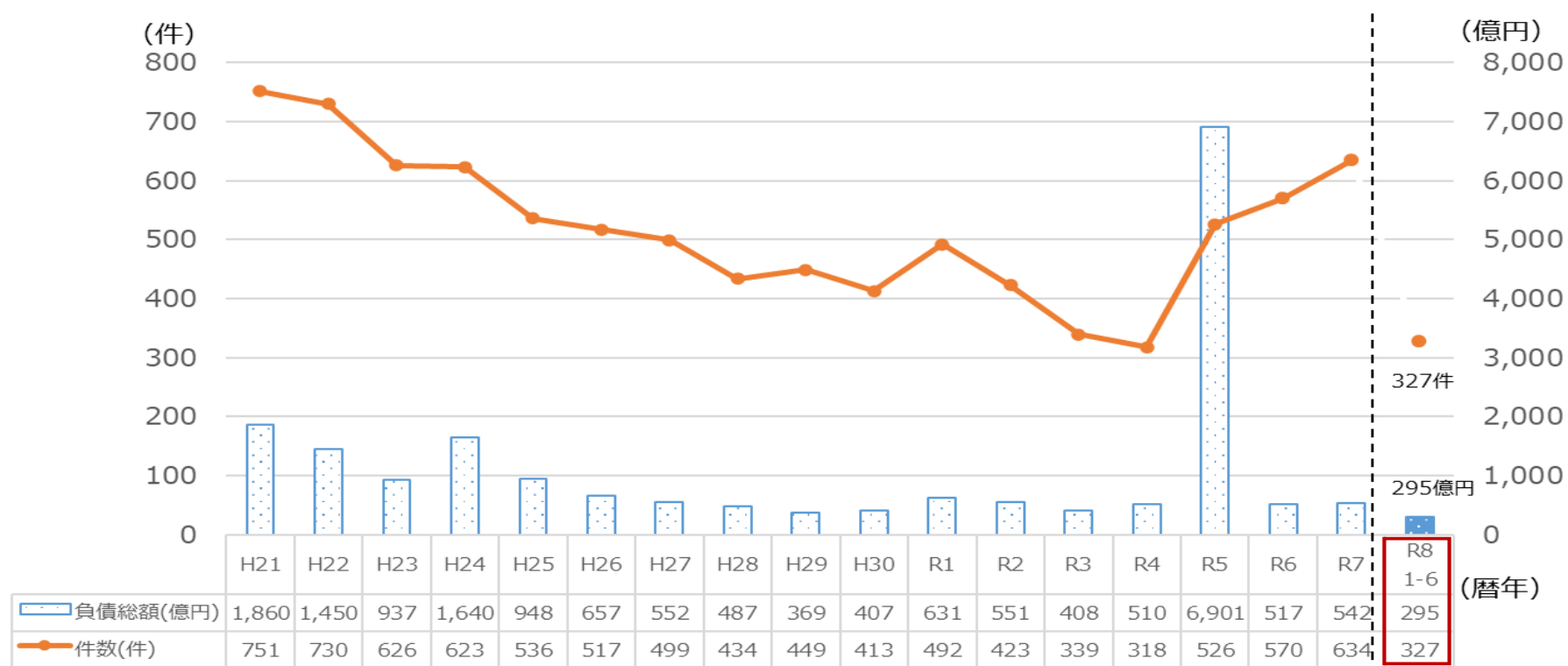


日銀神戸支店公表「日銀短観」より貸出態度判断DI「中小企業（全産業）」
（「緩い」－「厳しい」・%ポイント）
日銀神戸支店公表「管内金融経済概況」より「貸出金末残（合計）」（兆円）

(2) 企業倒産動向

- R7.1～6月の県内企業倒産件数は327件と前年同期比で3.5%減少しているが、高止まりの状況。
(負債総額は295億円、前同13.7%増)
- 過剰債務に至っている企業は依然として多く、各コスト高は企業経営を圧迫。イラン情勢如何では、更なるコスト高や調達難から経営が立ち行かなくなる恐れもあり、企業倒産が増勢に至る可能性がある。

〔図表3〕企業倒産件数及び負債総額の推移（東京商工リサーチ）



※R7.1～6月 倒産件数：339件、負債総額：259億円

※R5年に負債総額が大幅増加（6,901億円）した主な要因：5月にジャパン・イーエム・ソリューションズ(株)（加東市）が民事再生法の適用を申請（負債総額約613億円）、9月にパナソニック液晶ディスプレイ(株)（姫路市）が特別清算（負債総額約5,836億円）したことによるもの。

(3) 設備投資動向

- ・ 県内のR7年度設備投資は、前年度の反動もあり全産業で減少。
- ・ 一方、R8年度（計画）は、製造業を中心に増加する見込み。

〔図表4〕中小企業の設備投資増減率（産業別、日銀短観「ソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）」）
（単位：％）

区 分		R6年度	R7年度	R8年度（計画）
兵庫県	全 業 種	19.0	△7.9	16.1
	製 造 業	13.8	△3.1	20.1
	非 製 造 業	26.4	△15.5	8.7
全 国	全 業 種	7.3	5.3	△1.8
	製 造 業	10.4	1.9	4.1
	非 製 造 業	5.6	7.1	△5.0

(4) 金利動向

- ・ 日銀の金融緩和政策見直しの影響により、長期プライムレート※¹は3.15%、短期プライムレート※²は2.125%まで上昇（R8.6月末時点）。
- ・ 県内の貸出約定金利も同様に、長期1.427%、短期1.427%（R8.2月末時点）と上昇している。

〔図表5〕金利動向（日銀管内金融経済概況等）

（単位：％）

区 分	プライムレート		貸出約定平均金利（兵庫県）	
	長 期	短 期	長 期	短 期
R6.2月	1.50	1.475	1.061	1.099
R6.8月	1.65	1.475	1.083	1.099
R7.2月	2.20	1.625	1.202	1.129
R7.8月	2.20	1.875	1.350	1.310
R8.2月	2.90	2.125	1.427	1.427
R8.6月	3.15	2.125	-	-

※1 みずほ銀行が決定・公表した長期貸出（1年以上の期間の貸出）に適用する最優遇金利

※2 各時点で最も多くの都市銀行が採用していた短期貸出（1年未満の期間の貸出）に適用する最優遇金利

2 中小企業融資制度（制度融資）の推進

中小企業の資金繰りの円滑化を図るため、金融機関や信用保証協会と協力して、低利・固定・長期の資金による中小企業融資制度（制度融資）を実施。

(1) 制度融資の概要

① 多様なニーズに対応した資金供給

- 中小企業の多様な資金ニーズにきめ細かく対応するため、4 区分の低利融資を実施。
- R8年度当初予算では、長引く物価高騰・人手不足・人件費高騰や、倒産件数の高止まり、国際情勢の影響など不透明な要素があることから、中小企業の資金需要に柔軟に対応するため、R 7 年度と同額の **3,600** 億円の融資枠を確保。（〔参考〕 R7年度融資実績：1,171億円）

〔図表6〕制度融資の区分と融資枠

（単位：億円）

区 分	目 的	融 資 枠			
		資 金 名	R 7 年度 ①	R 8 年度 ②	増減 ②-①
事 業 展 開 融 資	創業や新分野への進出など 中小企業の前向きな取組を支援	事業展開融資 計	600	600	0
		うち事業応援貸付	240	240	0
		うち設備投資促進貸付	210	210	0
		うち新規開業貸付	145	145	0
経 営 安 定 融 資	セーフティネットとして中小企業の 資金繰りを支援	経営安定融資 計	2,100	2,100	0
		うち経営円滑化貸付	1,700	1,700	0
一 般 事 業 融 資	通常の設備・運転資金を供給	一般事業融資 計	810	810	0
		うち長期資金※	270	270	0
神 戸 市 独 自 資 金	神戸市内の事業者を支援	神戸市独自資金 計	90	90	0
合 計			3,600	3,600	0

※特別小規模貸付を除く

② 金融機関への預託（R8年度予算 372,781,392千円）

- 低利・固定・長期の融資を実施するため、制度融資を取り扱う金融機関に対し、融資原資の一部として県資金を無利子で預託。
- 累計1兆円を超える新型コロナウイルス感染症対応資金（いわゆるゼロゼロ融資）の大量実行による融資残高の増加に伴い、預託金もR2年度以降、大幅に増加。

〔図表7〕直近の預託額実績

（単位：百万円）

項目名	(コロナ前) R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
中小企業 制度資金貸付金	145,532	606,095	735,745	463,725	505,797	477,271	430,549	－
$\left[\begin{array}{c} \text{R7当初} \\ 503,568 \end{array} \right]$ $\left[\begin{array}{c} \text{R8当初} \\ 372,781 \end{array} \right]$								

③ 融資利率

- 市場における長期の貸出金利の指標である長期プライムレートを参考に、時々々の金融情勢等を踏まえ、融資利率の見直しを実施。
- R8.4月時点の融資利率については、市場金利の上昇を踏まえ、原則一律**0.20%**引き上げ

- ・ 厳しい環境下にある中小企業への影響に配慮し、引き上げ幅を抑制
 - ・ 事業承継支援貸付、経営円滑化貸付（米国関税）、短期資金等一部資金は据置

〔図表8〕近年の融資利率見直し時の考え方と主要資金の利率推移

区 分		H28.10月～	R3.4月～	R5.4月～	R7.4月～	R8.4月～
融資利率 見直しの考え方		長期プライムレートの低下を踏まえ、一律0.25%引下げ	長期プライムレートの上昇等を踏まえ、事業展開融資の一部について0.15～0.20%引上げ	長期プライムレートの上昇を踏まえ、一律0.20%引上げ ※コロナ対策資金は据置	市場金利の上昇を踏まえ、一律0.25%引上げ ※災害対応貸付等一部資金を除く	市場金利の上昇を踏まえ、一律0.20%引上げ ※事業承継支援貸付等一部資金を除く
主な貸付	新規開業貸付	0.45% (▲0.25%)	0.60% (+0.15%)	0.80% (+0.20%) 【R6.4～ 1.00%】	1.25% (+0.25%)	1.45% (+0.20%)
	設備投資促進貸付	0.70% (▲0.25%)	0.90% (+0.20%)	1.10% (+0.20%)	1.35% (+0.25%)	1.55% (+0.20%)
	長期資金	1.50% (▲0.25%)	1.50% (± 0.0%)	1.70% (+0.20%)	1.95% (+0.25%)	2.15% (+0.20%)
	経営円滑化貸付	0.80% (▲0.25%)	0.80% (± 0.0%)	1.00% (+0.20%)	1.45% (+0.45%)	1.65% (+0.20%)

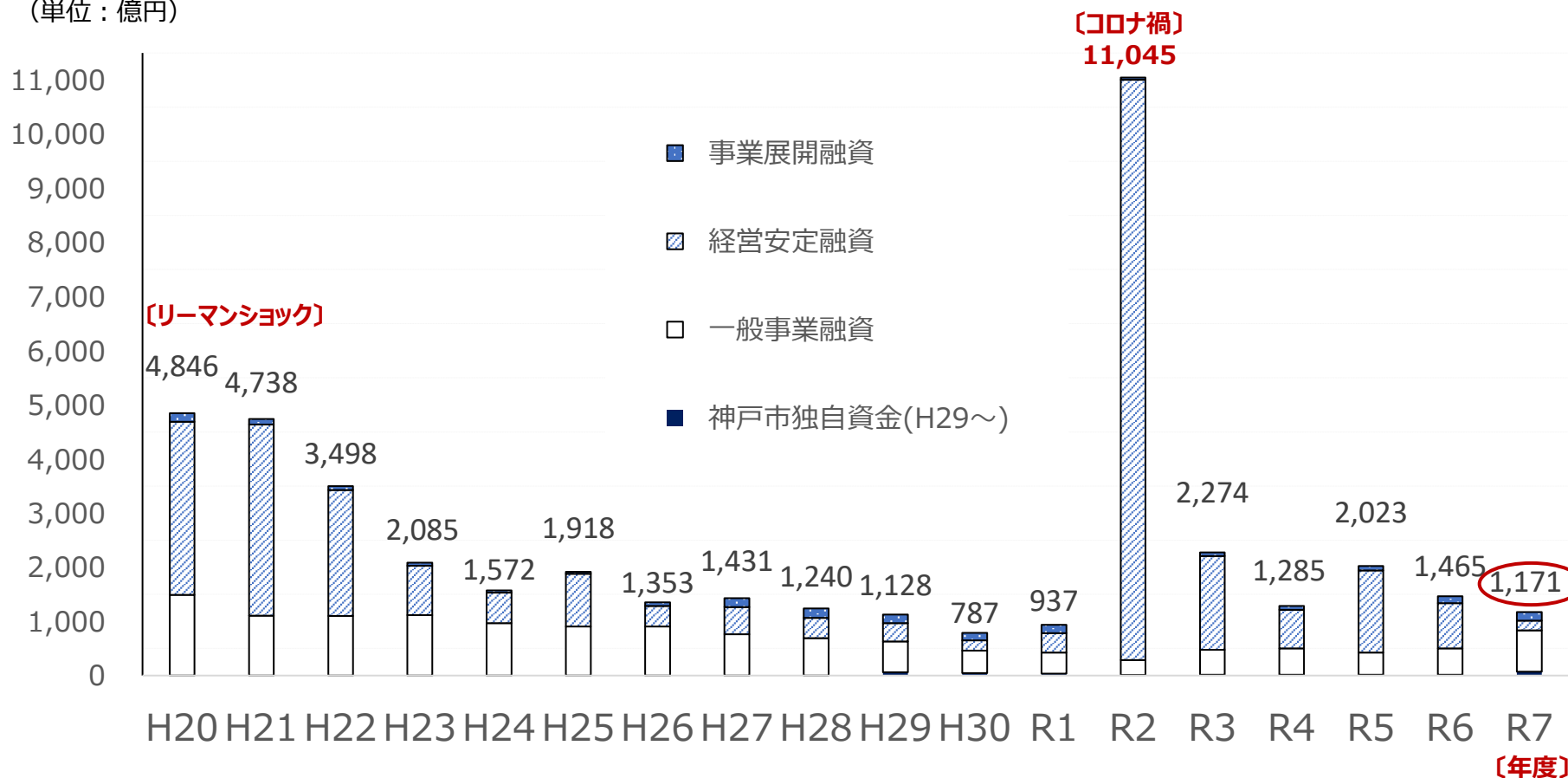
④ 制度融資の実績推移

(a) 新型コロナウイルス感染症 流行拡大期以降の推移

- 新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰り逼迫等を受け、R2年度の融資実績は過去最高となる1兆1,045億円まで増加。
- R6.7月に、融資実績の大半を占めていた伴走型経営支援特別貸付（国の「コロナ借換保証」に対応）が終了した影響により、融資実績は減少傾向。これを受け、R7年度融資実績は1,171億円となっている。

〔図表9〕制度融資の実績推移

（単位：億円）



(b) R7年度の状況

ア 事業展開融資：県内中小企業の事業拡大意欲が緩やかに回復し、件数は減少ながらも金額は増加。

イ 経営安定融資：実績の大半を占めていた伴走型経営支援特別貸付の終了（～R6.7）により大幅に減少。

ウ 一般事業融資：条件の有利な協調支援型特別貸付が新設され、件数・金額とも大幅に増加。

〔図表10〕制度融資の実績推移

(単位：件、億円)

区 分	R6年度①		R7年度②		前年度比 ②÷①		(参 考)			
							R8年度 (R8.5月末時点)		前年同期比	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計※1	9,639	1,465	9,035	1,171	93.7%	79.9%	1,379	179	111.9%	124.5%
ア 事業展開融資	1,141	129	1,108	158	97.1%	122.7%	206	29	121.2%	149.3%
新分野進出資金	433	69	420	92	97.0%	133.5%	82	16	132.3%	136.5%
設備投資資金	353	40	353	48	100.0%	120.0%	51	9	106.3%	201.6%
開業資金	355	20	335	18	94.4%	90.7%	73	4	121.7%	119.2%
イ 経営安定融資	3,201	834	744	180	23.2%	21.6%	137	32	116.1%	107.3%
経営安定資金	3,192	832	703	173	22.0%	20.8%	135	32	119.5%	110.1%
うち経営円滑化貸付	259	58	486	124	187.6%	213.4%	114	27	156.2%	147.0%
うち米国関税措置対策	-	-	48	10	-	-	4	1	-	-
うち経営力強化貸付	149	38	205	45	137.6%	118.1%	15	4	44.1%	48.9%
うち米国関税措置対策	-	-	40	7	-	-	-	-	-	-
うちJIT関連※2	2,779	734	6	3	0.2%	0.4%	0	0	-	-
うち伴走型	2,759	729	0	0	-	-	0	0	-	-
借換資金	9	2	41	6	455.6%	351.8%	2	0	40.0%	21.4%
うちJIT対策	2	1	-	-	-	-	0	0	0.0%	0.0%
ウ 一般事業融資	4,845	486	5,895	763	121.7%	156.8%	889	111	100.0%	119.7%
長期資金	2,221	314	3,599	634	162.0%	202.3%	527	91	112.1%	129.4%
うち協調支援型特別貸付	-	-	1,608	338	-	-	177	38	171.8%	215.4%
うち米国関税措置対策	-	-	155	29	-	-	-	-	-	-
短期資金	194	22	156	17	80.4%	80.8%	12	1	57.1%	51.9%
小規模資金	2,156	106	1,988	92	92.2%	87.0%	331	16	89.5%	95.4%
経営活性化資金	274	45	152	19	55.5%	41.5%	19	3	67.9%	89.9%
うちJIT対策	37	11	-	-	-	-	-	-	-	-
エ 神戸市独自資金	452	16	1,288	70	285.0%	443.7%	147	7	267.3%	438.6%

※1 端数処理（小数点以下2位まで入力）の都合により必ずしも内数の合計と合計額とは一致しない

※2 新型コロナウイルス対策貸付、伴走型経営支援特別貸付、企業再生貸付（コロナ対応）の計

(2) R8年度における主な新規・拡充措置

① 予兆管理を強化するための信用保証制度への対応

- 国が総合経済対策において発表した「予兆管理を強化するための信用保証制度」（正式名称：モニタリング強化型特別保証制度）に対応する県制度融資メニュー「モニタリング強化型特別貸付」を新設

〔図表11〕モニタリング強化型特別貸付の概要

資 金 名	長期資金（モニタリング強化型特別貸付）
対 象 者	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者
利 率	年1.85%（固定利率）
保 証 料 補 助	国が1/2※を補助 ※R9.3.31までに保証申込した場合
資 金 使 途	設備、運転、借換（県制度融資に限らず、広く協会保証付き融資から借換可能）
融 資 期 間	10年以内（うち据置 設備3年以内 運転・借換1年以内）
限 度 額	1企業 2.8億円 1組合 4.8億円

② 「脱炭素・環境保全貸付」の新設（環境部と連携）

- 兵庫県環境部が実施してきた「地球環境保全資金」（地球温暖化対策設備等設置資金・最新規制適合車等購入資金）を兵庫県中小企業融資制度に統合
- 従来の「環境保全に資する設備の新設・更新」に加え、「脱炭素経営に積極的に取り組む中小企業」を新たに融資対象に加え、より幅広い環境・脱炭素への取組を支援する資金として創設

③ 「空き家・商店街空き店舗活用貸付」の新設（まちづくり部と連携）

- 空き家や商店街空き店舗の取得・改修、またはそれらを活用した新規事業に利用できる低利、低保証料率の貸付を創設し、県内における空き家・商店街空き店舗の活用を金融面から促進

(3) 経済情勢等の変化に応じた中小企業への金融支援策

① 中東情勢の緊迫化の影響を受けた中小企業への金融支援策

(a) 相談窓口の設置 (R 8.3.18)

- 原油価格の高騰等に伴う中小企業向け総合相談窓口の設置
※このうち、資金繰りに関する専門相談窓口として、県地域経済課内及び県信用保証協会各事務所・支所に「原油価格高騰に関する金融特別相談窓口」を設置

(b) 「経営円滑化貸付」の要件緩和、拡充 (①R 8.4.1 ②5.18)

- 原油価格の高騰によって影響を受ける県内の中小企業に対し、従来の「経営円滑化貸付」の貸付要件の緩和及び金利優遇※した『経営円滑化貸付（原油価格高騰）』を創設 ※貸付利率（1.65%→1.45%）
- 融資対象者をさらに拡大した、『経営円滑化貸付(原油・原材料価格高騰等)』を実施

〔図表12〕 要件緩和の概要

区 分	経営円滑化貸付（現行）	経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰等）
対 象 者	以下のいずれかの要件を満たす者 ① 最近3か月間の売上高が前年同期比5%以上減少していること ② セーフティネット保証の指定業種に属する中小企業で、最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少しているとして市町長の認定を受けていること ③ R8.4 拡大 すべての業種に属する中小企業で最近3か月または最近1か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること 等	中東情勢の緊迫化の影響を受け、以下のいずれかの要件を満たす者 ① 最近1か月間 の売上高が前年同期比5%以上減少していること ② すべての業種に属する中小企業で、最近1か月間 の売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること R8.5 拡大 ③ 同 左
資 金 使 途	運転（借り換えにも利用可※）	同 左
利 率	①及び②1.65%、③ 1.45%	1.45%
貸 付 限 度 額	1億円	同 左
融 資 期 間	10年以内（据置2年以内）	同 左
取 扱 期 間	—	令和8年5月18日から当面の間

※既存の兵庫県中小企業融資制度または兵庫県信用保証協会の保証付き融資からの借り換えに限る。

〔図表13〕R8年度 中小企業融資制度資金別一覧表（1 / 2）

資 金 名		主な融資対象（要件等）	融資枠	融資限度額	融資利率（%）	融資（据置）期間
事業展開融資	事業応援貸付	既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野進出、海外事業展開等への各種取組みにより、融資後概ね2年以内に売上増加が見込まれる者	180億円	1億円	1.75	10(2)年
	SDGs支援貸付	ひょうご産業SDGs認証企業	20億円	2.8億円	1.35	15(2)年
	脱炭素・環境保全貸付【R8当初創設】	①脱炭素経営に積極的に取り組む者 ②環境保全に資する設備の新設・更新等をしようとする者	20億円			
	空き家・商店街空き店舗活用貸付【R8当初創設】	①空き家や商店街空き店舗の取得・改修しようとする者 ②空き家や商店街空き店舗を活用した新規事業を行う者	20億円			
	事業承継支援貸付	事業承継を行う者	5億円			10(2)年
	設備投資促進貸付	①設備の新設・更新を行う者 ②策定したBCPに基づき施設の耐震改修等防災関連対策を行う者 ③重点支援業種の立地企業	210億円	①3億円 ②15億円 ③100億円	①10(2)年 ②③15(2)年	
	新規開業貸付	新たに事業を開始する者又は開業後5年未満の者	145億円	3,500万円	1.45	10(1)年
経営者保証免除貸付	新規開業貸付の要件を満たす法人					
経営安定融資	経営円滑化貸付	セーフティネット保証5号の認定を受けた者 最近3か月間の売上が前年同期に比べ5%以上減少している者 等	1,700億円	1億円	1.65	10(2)年
	米国関税措置対策	米国の関税措置の影響を受け、 <u>最近1か月間</u> の売上が前年同期に比べ5%以上減少している者			1.45	
	原油・原材料価格高騰等【R8当初創設、R8.5拡充】	①から③のいずれかを満たす者 ①最近3か月または最近1か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること 等 ②最近1か月間の売上高が前年同期比5%以上減少していること ③最近1か月間の売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること				
	災害対応貸付	災害により事業所等に被害を受け、市町長の発行するり災証明書等を有する者 災害にかかるSN保証4号の認定を取得した者	20億円	2.8億円	0.90	
	経営力強化貸付	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定、実行及び進捗の報告を行う者	205億円	企業 2.8億円 組合 4.8億円	1.65	設備 7(1)年 運転 5(1)年 借換10(1)年
	企業再生貸付	中小企業活性化協議会や経営サポート会議などの支援を受け、事業再生を行う者	170億円	2.8億円	2.05	15(1)年
	経営改善・再生支援強化型				1.35	15(3)年
	借換等貸付（プロパー借換貸付）	プロパー融資借換特別保証制度の申込要件を満たす者	5億円	2.8億円	2.15	10(1)年

〔図表13〕R8年度 中小企業融資制度資金別一覧表（2／2）

資 金 名		主な融資対象（要件等）	融資枠	融資限度額	融資利率（%）	融資（据置）期間
一般事業融資	長期資金	長期の一般的な運転資金を必要としている者	270億円	1億円	2.15	10(2)年
	モニタリング強化型特別貸付【R8当初創設】	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者		企業 2.8億円 組合 4.8億円	1.85	設備 10(3)年 運転 10(1)年 借換 10(1)年
	協調支援型特別貸付	融資実行額の1割以上のプロパー融資を同時実行する者 金融機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定、実行及び進捗の報告を行う者（保証料の一部補助）			2.15	
	経営者保証非提供促進貸付	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の申込要件を満たす者（上乗せ保証料の一部補助）		8,000万円 （一般・SN保証毎）	10(1)年	
	特別小規模貸付	小規模事業者	160億円	2,000万円	1.85	7(0.5)年
	短期資金	短期の一般的な運転資金を必要としている者	60億円	3,000万円	1.70	1年
		経営活性化資金	取扱金融機関と1年以上の与信取引のある者	320億円	設備 5,000万円 運転 3,000万円	金融機関所定
神戸市独自資金	特別小規模貸付（こうべおうえん）	神戸市内の小規模事業者 信用保証料：1/2補助	53億円	500万円	1.85	設備 7(1.5)年 運転 7(1)年
	こうべ創業支援貸付	神戸市内の小規模事業者で開業後5年未満の者	7億円			
	こうべ躍進	神戸市内の小規模事業者で既存事業の深化、新技術・新製品の開発等の各種取組み又はICTなどの導入による経営の効率化等により融資後概ね2年以内に売上、又は利益の増加が見込まれる者	7億円		1.75	
	こうべ小規模	神戸市内の小規模事業者	3億円		2.05	
	こうべ季節貸付	神戸市内の中小企業者で、夏季・冬季・年度末の一時的な運転資金を必要とする者	15億円	企業 4,000万円 組合 6,000万円	別途定める	0.5年
	こうべ経済変動対策貸付	神戸市が指定する災害により、事業所等に被害を受けた者	5億円	災害の規模・態様等に応じて、被災の都度迅速かつ適切に制度設計を行う		
合 計		－	3,600億円	－	－	－

3 信用保証協会と連携した中小企業の資金繰り円滑化

兵庫県信用保証協会との連携により、中小企業の信用を補完し、資金繰りを円滑化。

(1) 中小企業信用補完制度の概要

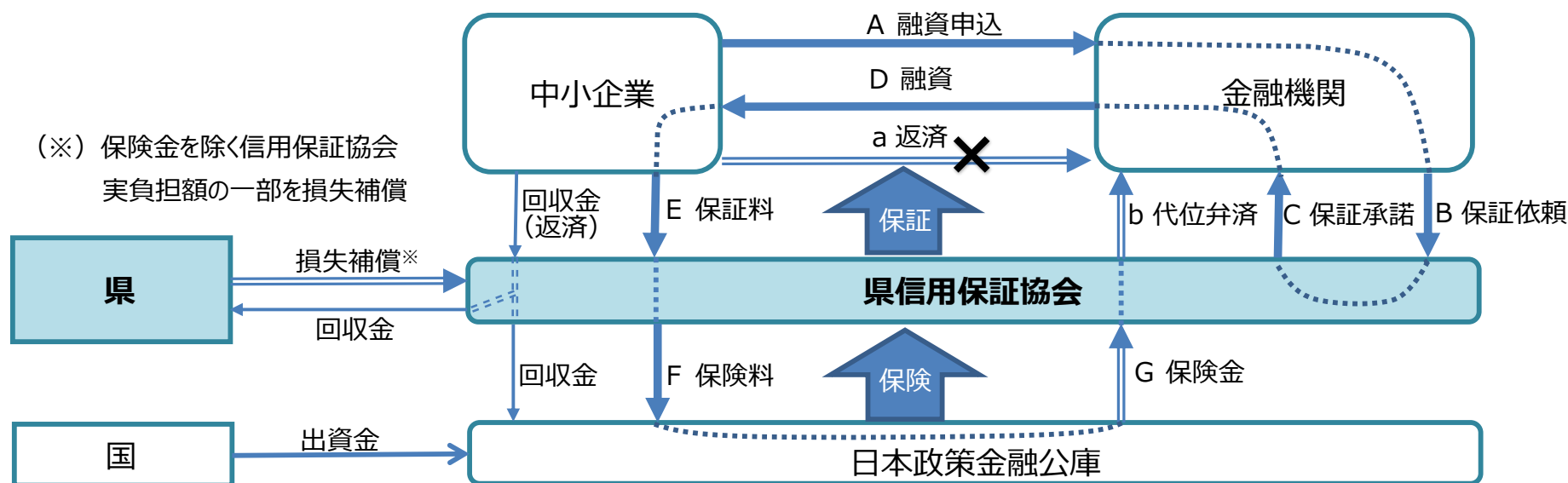
① 信用保証制度

- 信用力に乏しい中小企業が金融機関から借入を行う際に、信用保証協会の保証により信用力を補完することで、資金繰りを円滑化。（図表A～E）
- 原則、制度融資では信用保証協会の保証を付けることとしており、信用保証料率は中小企業の定性要因等を加味し、協会が決定。
- 中小企業が返済不能となった場合、信用保証協会が中小企業に代わって金融機関に対して借入金を返済（代位弁済）。（図表a・b）

② 信用保険制度

- 信用保証協会は㈱日本政策金融公庫と保険契約を結び、代位弁済を行った際には、その一部（70～90%）を保険金として受領。（図表F、G）

〔図表14〕中小企業信用補完制度の概要



(2) 信用保証の実績（R7年度）

① 保証承諾等の状況

- ・ R7年度の兵庫県信用保証協会における保証承諾率は、93.5%とほぼ前年度並。
- ・ 保証債務期末残高も全国4位となるなど、中小企業に対する積極的な信用保証を実施。

② 代位弁済の状況

- ・ R7年度の代位弁済率は1.69%と、全国平均（1.64%）を上回る水準。
- ・ ゼロゼロ融資の返済本格化や物価高等が影響し、資金繰りが厳しい先が増えてきたことから、コロナ禍前（R元年度:1.64%）と比較しても高い水準で推移。

〔図表15〕兵庫県信用保証協会の実績

（単位：件、百万円）

区 分	R6年度		R7年度		前年同期比	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
保 証 申 込	24,294	420,816	24,141	406,065	99.4%	96.5%
保 証 承 諾	23,191	394,712	22,575	374,980	97.3%	95.0%
保 証 承 諾 率	95.5%	93.8%	93.5%	92.3%		
（全国平均）	(92.5%)	(89.3%)	(92.3%)	(89.1%)		
条 件 変 更 の 承 諾	18,839	257,102	19,675	267,682	-	-
保 証 債 務 期 末 残 高	125,548	1,658,232	125,481	1,574,954	99.9%	95.0%
（全国順位）	4位	4位	4位	4位	-	-
代 位 弁 済 〔 元 利 〕	2,163	25,338	2,249	27,297	104.0%	107.7%
代 位 弁 済 率 〔 年 間 〕	-	1.50%	-	1.69%	-	-
（全国平均）	-	(1.56%)	-	(1.64%)	-	-

（参考）コロナ禍前代位弁済率……H30年度:1.61%、R元年度:1.64%

(3) 県制度融資に係る損失補償 (R8当初 485,000千円)

① 概 要

- 信用保証協会の積極的な保証承諾を促すため、協会が債務者に代わり金融機関に代位弁済した場合、代位弁済額の一部について県が損失補償を実施。
- 損失補償額は、代位弁済額から信用保険（代位弁済額の70～90%相当）を除いた信用保証協会負担額に、一定率（損失補償率10～80%）を乗じて算出。

② 実 績

- R2年度及びR3年度は、コロナ禍での各種支援策や緊急融資の効果により損失補償の発生が抑止されていたが、R4年度から増加傾向。
- 今後、ゼロゼロ融資の返済負担や物価高騰等の影響により、返済に窮する事業者や、それに伴う代位弁済の更なる増加が懸念。

〔図表16〕過去6年間の損失補償実績 (R2年度～R7年度)

(単位：件、百万円)

区 分	R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
損 失 補 償	420	366	253	217	467	299	670	341	956	488	894	489
対 前 年 比	96.3%	79.4%	60.2%	59.3%	184.6%	137.8%	143.5%	114.0%	142.7%	143.1%	93.5%	100.2%

[参考／H21年度損失補償：2,084件 2,683百万円]

4 中小企業の多様な資金調達手段の提供

(1) 地域金融支援保証制度 (R8当初 7,596千円)

県と(株)商工組合中央金庫が連携して融資保証（無担保・第三者保証人なし）を実施し、中小企業の資金調達を支援。

[要件]

- ・ 融資限度額 1億円（ただし、運転資金は5,000万円）
- ・ 融資期間 1年以上10年以内（ただし、運転資金は1年以上7年以内）
- ・ 融資利率 金融機関所定金利（変動又は固定）

[図表17]利用実績

(単位：件、百万円)

区 分	R5年度	R6年度	R7年度
件 数	6	4	9
金 額	195	130	235

(2) ひょうご中小企業技術・経営力評価制度 (R8当初 4,576千円)

県と(公財)ひょうご産業活性化センターが連携し、中小企業の物的担保に頼らない資金調達等を支援。

[内 容]

- ・ 産業活性化センターが中小企業が有する技術力・成長性等を評価した評価書を発行することで、円滑な資金調達や企業価値向上を支援。

[要件]

- ・ 評価対象者 県内中小企業（創業後1年以上）
- ・ 評価項目 製品・サービス、市場性・将来性、実現性・収益性、経営力を総合評価
- ・ 評価手数料 標準評価型：10.5万円／オーダーメイド型：21万円（うち1/3は県が負担）

[図表18]利用実績

(単位：件、百万円)

区 分	R5年度	R6年度	R7年度
発 行 件 数	41	42	42
融資約定件数	45	28	43
融資約定金額	1,138	746	943

5 中小企業の設備資金の提供

小規模企業者等の創業等に必要な設備導入を支援するため、設備貸与制度を実施。
中小企業高度化事業等の貸付金について、債務者の状況に応じたきめ細かい債権管理を実施。

(1) 設備貸与制度 (R8当初 920,000千円)

① 小規模企業者等設備貸与支援制度の概要

創業や経営基盤の強化等に必要な設備を(公財)ひょうご産業活性化センターが県や(独)中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）からの借入金を一部原資として購入し、小規模企業者等に割賦販売又はリースを実施。

[要件等]

- ・ 事業規模 10.8億円（資金拠出割合 機構1/3、県1/3、センター1/3）
- ・ 対象企業規模 原則従業員20人以下
- ・ 貸与限度額 1企業につき1億円
- ・ 貸与割合 購入価格の100%以内
- ・ 割賦損料 年 1.25%～2.50%
- ・ リース料率 月 1.011%～3.010%
- ・ 償還期間 3年～10年

〔図表19〕貸与実績

(単位：件、百万円)

区 分	R5年度	R6年度	R7年度
件 数	104	94	53
金 額	1,158	1,012	794

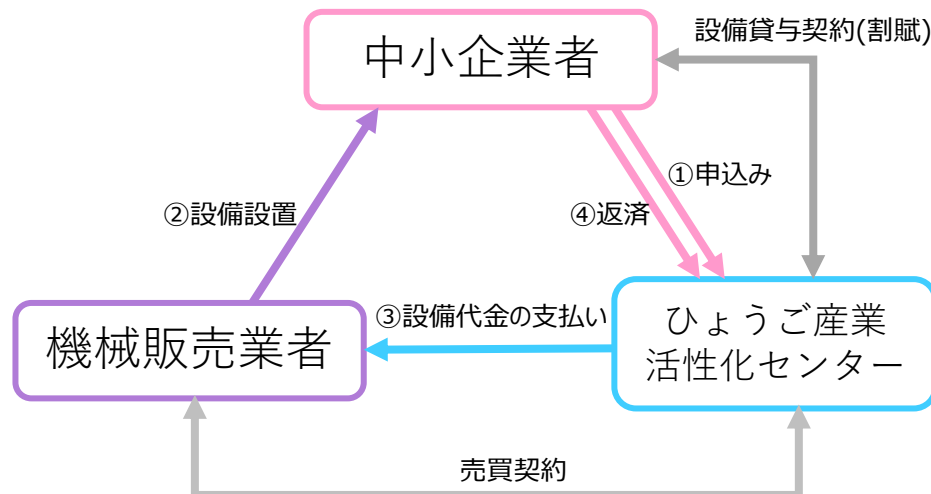
② 新 GX・DX促進設備導入推進事業の概要

エネルギー構造転換対策としてのGX（省エネを含む）や人手不足対策としてのDX等、中小企業の生産性向上や製品の付加価値向上を目的として、(公財)ひょうご産業活性化センターが県からの借入金を一部原資として購入し、中小企業等に割賦販売を実施。

[要件等]

- ・ 事業規模 6億円（資金拠出割合 県1/3、センター2/3）
- ・ 対象企業規模 原則従業員300人以下
- ・ 貸与限度額 1企業につき2億円
- ・ 貸与割合 購入価格の100%以内
- ・ 割賦損料 年 1.50%～2.75%
- ・ 償還期間 3年～10年

〔図表20〕貸与スキーム



(2) 中小企業高度化事業の債権管理 (R8当初 16,326千円)

① 中小企業高度化事業の概要

- 中小企業が共同して経営基盤強化のために組合等を設立し、工場やショッピングセンターを建設する事業等に対して、県と中小機構が一体となり、資金及び経営指導の両面から支援。（融資期間:20年以内、最優遇金利:無利子）

② 債権管理の状況

- 本制度は産業振興、産地保護及び公害対策等のための政策性の高い貸付であり、阪神・淡路大震災の復旧貸付も含まれる。大型店舗の出店による競争激化、輸入品との競合等により経営悪化した組合等が多く、R7年度末で16先、約59億円（元金ベース）の収入未済あり。
- 滞納の防止や収入未済額の縮減に向けて、全庁的な債権管理体制の下で貸付先へのコンタクトや交渉をより密に行い、事業の継続と債権回収のバランスに配慮しながら債権管理を実施。

(a) 正常償還中の案件

- 決算書を含む経営状況を県に報告することとしており、償還に係る懸念の発生等について、中小機構と連携してモニタリングを実施。

(b) 条件変更案件

- 経営改善計画書を県に提出することとしており、事態が悪化する前に中小企業診断士を機動的に派遣するなど企業の自助努力を促すべく経営面への支援を行うとともに、償還条件の変更についても柔軟に対応。

(c) 延滞案件

ア 事業継続中の案件

- ・ 償還財源の確保に向けて経営指導を行いながら、分割納付を進めている。案件によっては、債権回収専門会社を活用した償還交渉も鋭意実施。

イ 事業廃止した案件

- ・ 法的措置を含む担保処分や連帯保証人に対する請求等により、粘り強く回収を進めている。案件によっては、債権回収専門会社を活用した連帯保証人調査を推進。

ウ 回収不能案件

- ・ 連帯保証人を含め無資力等により回収が見込めない案件については、条例に基づき債権放棄等の整理を実施。

〔図表21〕中小企業高度化資金 残高推移

(単位：百万円)

区 分	R5年度		R6年度		R7年度		増減 (R7年度－R6年度)		制度創設からの 貸付実績累計	
	先 数	金 額	先 数	金 額	先 数	金 額	先 数	金 額	先 数	金 額
貸 付 残 高	59	10,480	56	10,063	52	9,777	△4	△286	696	142,841
正 常 償 還 中	8	269	8	237	7	204	△1	△33		
条 件 変 更	35	4,419	32	4,131	29	3,645	△3	※△486		
延滞（収入未済）	16	5,792	16	5,695	16	5,928	0	※ 233		

※1先が条件変更から延滞に遷移（273百万円）

6 貸金業の健全な運営の確保 (R8当初 754千円)

(1) 貸金業の登録

- 貸金業を営む場合、貸金業法に基づく登録が必要であり、県内にはR8.5月末現在で、県民局長・県民センター長登録業者は22業者。

〔図表22〕登録貸金業者数の推移（県民局長・県民センター長登録）（単位：者）

区 分	R5年度	R6年度	R7年度
業 者 数	24	25	23

(2) 指導監督等

① 業務規制

- 登録業者には、過剰貸付けの禁止、貸付条件の掲示、誇大広告の禁止、契約書面や受取証書の交付、取立て行為の規制、貸金業務取扱主任者の設置等の規制あり。

② 県の監督権限

- 各県民局・県民センターにおいて登録業者に対する定期的な立入検査を実施し、貸金業者の法令等の遵守の徹底及び業務の適正な運営の確保を推進。
- 違法・不適切な業務を行っている業者には、業務改善命令や業務停止命令、登録取消処分などを実施。

(3) 消費者金融利用者対策の実施

- 貸金業者にかかる消費者からの相談・苦情に応じるため、各県民局・県民センターに相談窓口を設置。

〔図表23〕相談・苦情件数の推移（単位：件）

区 分	R5年度	R6年度	R7年度
相 談	13	16	7
苦 情	2	0	0



兵庫県

株式会社 全東信の破産手続開始により影響を受ける 中小企業者への支援について

- 株式会社全東信の破産手続開始により経営に影響を受ける中小企業・小規模事業者に対して以下の支援を行います。

①相談窓口の設置（R8.7.15～）

経営に影響を受ける中小企業・小規模事業者の金融相談に対応するため、産業労働部地域経済課内に「**株式会社全東信の破産手続開始に関する金融特別相談窓口**」を令和8年7月15日から設置し、資金繰り等に関する相談に対応します。

相談窓口 産業労働部地域経済課内（受付時間 9時～17時）
神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館8階
（電話番号） **078-362-3321**

（参考）県内の既設置の特別相談窓口
11か所

- 日本政策金融公庫（7）
- 商工中金（3）
- 兵庫県信用保証協会（1）

②県内金融機関への要請

県内金融機関に対し、今般事案の影響を受けた事業者の実情に応じた**資金繰り支援や、返済条件の変更などについて柔軟な対応を要請**します。

※なお、資金繰り支援として、国がセーフティネット保証1号を適用次第、**県中小企業融資制度「経営円滑化貸付（連鎖倒産防止）」**の取り扱いが可能となります。